

教職第1089-3号
令和2年12月11日

各市町村教育委員会教育長 } 様
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長

埼玉県教育局教育総務部教職員課長（公印省略）

年度末・年度当初の復職時調整に係る関係書類の提出について（依頼）

標記の事務処理については、平成7年3月31日付け教職第544号「学校職員の復職等に伴う号給の調整等について（通知）」によるところですが、下記対象職員の復職等に伴う給料等調書については、次のとおり提出願います。

記

- 対象職員（1）令和3年4月1日から令和3年4月30日までに職務復帰予定の職員
（2）令和3年3月実施の健康審査会の対象となる復職予定者

2 提出先及び提出期限

提出者	提出先	提出期限
市町村立小・中・義務教育・特別支援学校	管轄の市町村教育委員会	管轄の市町村教育委員会が定める日
市町村教育委員会	管轄の教育事務所	管轄の教育事務所が定める日

3 提出書類（全てA4判に揃えること）

対象職員	提出書類
・休職から復職する職員 （公務上及び通勤途上の災害による傷病にかかる休職を含む） ・育児休業から復帰する職員 ・派遣条例に基づく派遣から復帰する職員 （青年海外協力隊など） ・大学院修学休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業から復帰する職員 ・介護休暇から復帰する職員 （全日にわたり<u>30日以上</u>連続して承認されたもの（週休日・休日を含む）から復帰する場合）	（1）復職等に伴う給料等調書 （2）<u>R2.4.1</u>付け昇給昇格調書の写し （3）出勤簿の写し ※所属長の原本証明をしたもの ※<u>休職等発令日直前</u>の4月1日から復帰復職日前日までのもの （例）H31.4.5休職発令 → <u>H31.4.1</u>～復職日前日 H31.1.16育児開始 → <u>H30.4.1</u>～復帰日前日

4 その他

- (1) 作成については、上記の外、「学校職員給与関係例規集（令和2年8月版）」の251～253頁及び「教職員給与事務の手引」のI-4-1～6頁を参照してください。
- (2) 提出期限以降、令和3年3月31日までに上記3の対象事由が新たに生じた場合は、各教育事務所に電話連絡の上、速やかに調書等を提出してください。特に、今年度末に上記3に掲げる対象事由（例、令和3年4月1日に育児休業から復帰）が新たに生じた場合の提出漏れにご注意ください。
- (3) 復職等に伴う給料等調書の所属長印の押印欄、出勤簿の写しへの所属長の原本証明については、来年度以降の廃止に向けて現在検討中です。

担当 給与制度担当